七飯町第５期総合保健福祉計画

高齢者保健福祉計画・
第９期介護保険事業計画

《令和6年度～令和8年度》

概 要 版

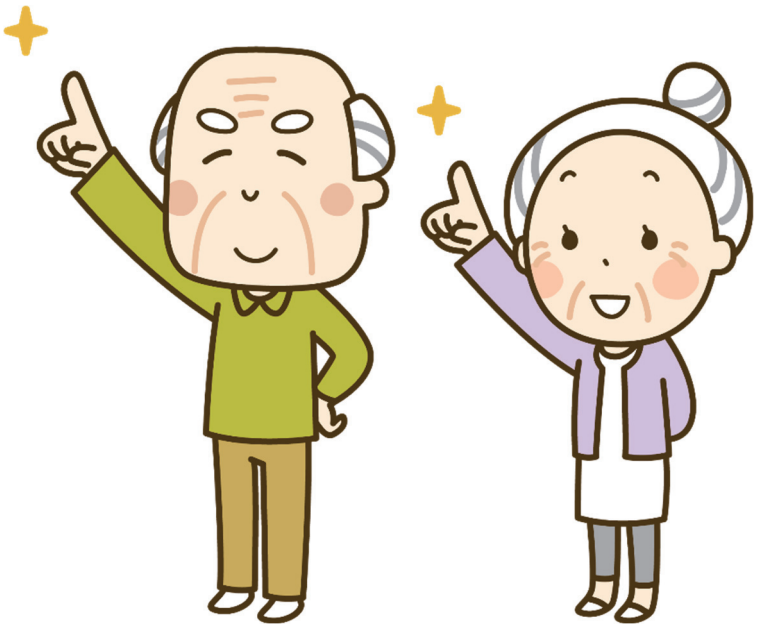

令和6年3月
七飯町

● 計画策定にあたって

1　計画策定の目的

当町では、令和３年３月に「七飯町高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画」を策定し、生涯にわたって生き生きと心身ともに健康で、生きがいや楽しみがある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持って地域で暮らし続けられるまちづくりを進めてきました。

全国的な傾向と同様、七飯町においても高齢者の単身・夫婦のみ世帯などの増加に伴い、生活支援の必要性も高まっています。今後は、ニーズに応じた地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、家事支援などの生活支援・介護予防サービスを充実させていくとともに、認知症高齢者を地域で支えるために、早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等を充実させていく必要があります。

本計画では、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現をめざし、これまでの成果や課題、新たな国の動向を踏まえ、七飯町らしい地域包括ケアシステムの深化・推進をめざします。

2　計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、「老人福祉法」に基づく市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は「介護保険法」に基づく市町村介護保険事業計画として策定する計画です。

当町においては、道の計画作成指針に則しつつ、介護予防の観点からも、高齢者の保健・福祉・医療分野の連携による総合的な取組が不可欠であることから、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体の計画として策定しています。

3　計画の期間

本計画は令和６年度～令和８年度までの３年間を計画期間とします。

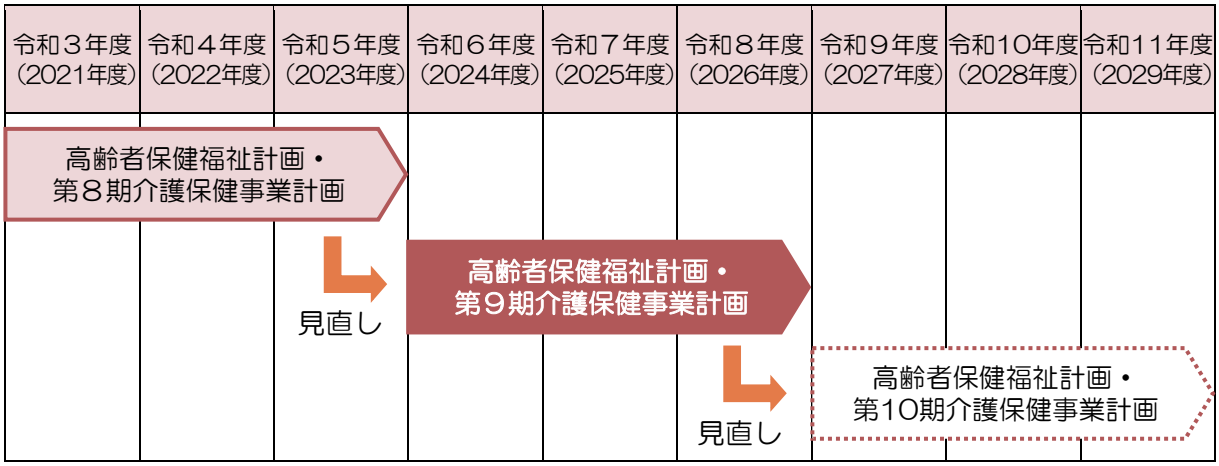

● 当町の高齢者の状況

1　総人口の推移

住民基本台帳をもとに年齢３区分別の人口をみると、高齢者数は令和５年から減少傾向がみられますが、高齢化率はゆるやかに高くなっており、令和５年は35.0%となっています。

また、高齢者の内訳をみると、総人口に占める後期高齢者の比率はゆるやかに増加しています。

■年齢３区分別人口の推移

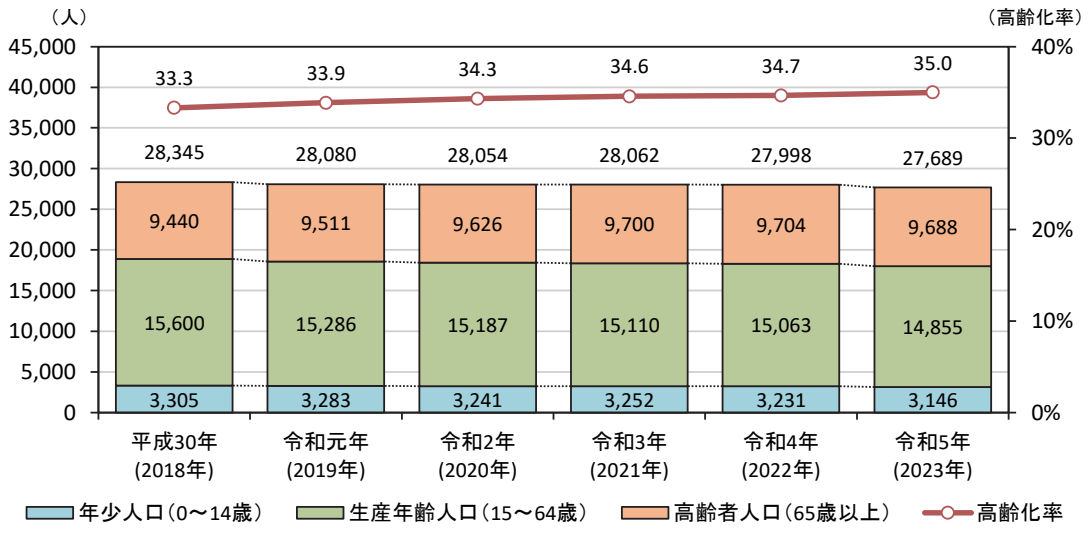

[出典]住民基本台帳（各年９月末現在）

■高齢者人口の推移

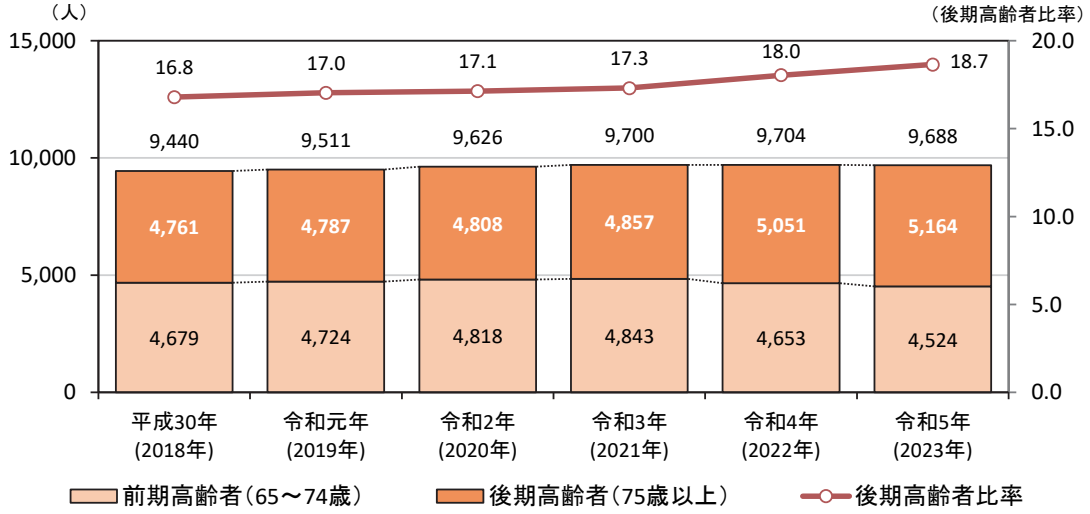

[出典]住民基本台帳（各年９月末現在）

● 計画の基本理念

地域への深い愛着を持つ高齢者にとって、住み慣れたまちで生涯暮らし続けることは、高齢期の生活の質を高めるための条件です。

介護や日常生活上の支援が必要となっても、可能な限り自立し、尊厳ある生活を送ることができる、安心な生活環境が求められています。

そのためには高齢者を取り巻く家族や、行政など公的機関にとどまらず、住民、町内会などの地域団体、町社協、ボランティア、ＮＰＯ、サービス事業者をはじめとする地域の構成員による、ともに支え合う連帯の地域社会を築いていく必要があります。

また、人生100年時代にあっては、高齢者は支援される側に立つばかりではなく、高齢者が自ら支援する側に立ち、地域の活力となることが必要です。

このような基本的な考え方に立ち、次の基本理念を掲げ、住民一人ひとりが共有し、その人らしく生き生きとした暮らしができ、ともに生活を続けられるまちの実現をめざします。

－ 基本理念 －

いつまでも住み慣れた地域で
支え合って　元気に暮らすまちをめざして

● 推進する施策

基本目標1　生き生きと暮らせるまち

健康は自らがつくるという意識を醸成するとともに、町や地域がその支援を行い、健康寿命の延伸及び生活の質の向上をめざします。また、元気な高齢者ができる限り元気でいること、病気や身体機能の低下があっても重症化を防ぐことは非常に重要であるため、今後も介護予防の充実に努めます。

❶健康づくりの推進

- 健康教育・健康相談の推進
- 健診・検診の受診勧奨
- 保健指導の推進
- 予防接種の推進

❷介護予防の総合的な推進

- 介護予防・生活支援サービスの推進
- 介護予防普及啓発事業の充実
- 地域介護予防活動支援事業の推進【重点】
- 地域リハビリテーション活動支援事業の推進【重点】
- 保健事業と介護予防の一体的な実施　など

❸多様な活動への参加支援

- 生涯学習の充実
- 軽スポーツの推進
- 老人クラブ活動への支援
- 高齢者のボランティア活動の支援
- 世代間交流の推進

基本目標2　介護が必要になっても大丈夫なまち

高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活が送れるよう、介護保険サービスの円滑な運営や、生活支援のための各種福祉サービスを実施します。また、認知症の方が地域で安心して穏やかに暮らせるため、周囲の理解とともに、家族への支援、地域の協力体制の構築を行います。

❶介護保険サービスの円滑な運営

- 居宅サービスの充実
- 施設・居住系サービスの充実
- 地域密着型サービスの充実
- 介護人材確保への支援【重点】
- 社会福祉法人等による介護サービス利用者負担軽減事業
- 包括的相談支援事業【重点】
- 多機関協働事業【重点】
- 身近な相談体制の確保
- 介護保険サービスの情報提供
- 要介護認定の適正化
- ケアプラン等の点検
- 縦覧点検・医療情報との突合

❷在宅生活の支援

- 外出支援サービス事業
- 緊急通報体制等整備事業
- 施設入所支援等
- 介護用品支給
- 家族介護慰労金

❸認知症支援体制の充実

- 認知症サポーターの育成
- チームオレンジの設置に向けた検討【重点】
- 認知症ケアパスの改訂と周知
- 認知症ケア体制の推進【重点】
- 認知症カフェの開設
- ＳＯＳネットワークシステムの推進
- 高齢者ひとり歩き見守りシール配布事業 など

基本目標3　安心して暮らせるまち

住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。また、地域における医療・介護の関連機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅療養・介護の提供を行うための体制づくりを行います。

❶地域で支え合うシステムづくり

- 介護総合支援センター「安心ななえ」の適切な運営
- 介護総合支援センター「安心ななえ」の評価推進
- 地域ケア会議の開催
- 生活支援コーディネーターの育成
- 高齢者見守り活動の推進
- 重層的支援体制整備事業の推進【重点】

❷医療体制の充実と介護との連携

- 地域医療体制の充実
- ほくと・ななえ医療・介護連携支援センターの運営
- 医療と介護の連携推進　など

❸生活安全対策の推進

- 防災･防犯意識の啓発
- 災害時要配慮者支援体制の推進
- 福祉避難所の指定
- 消費者被害の防止
- 感染症対策の推進

❹権利擁護の推進

- 権利擁護の普及啓発
- 権利擁護業務の推進
- 成年後見制度の利用促進
- 高齢者虐待防止の推進

● 重点施策

アンケート調査における重点課題や国の指針等をもとに、第９期計画で重点的に推進する施策を下記のとおり設定します。

重点施策１　自立支援・重度化防止の推進

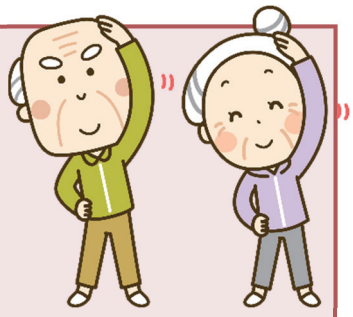

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、85 歳以上で要介護リスクの該当者が増える結果となっています。健康寿命の延伸に向けた取組として自立支援･重度化防止の取組が重要であることから、介護予防に資する取組を重点施策として推進します。

≪主な取組≫

地域介護予防活動支援事業の推進、地域リハビリテーション活動支援事業の推進

重点施策２　人材確保対策の充実

当町における高齢者福祉サービスの安定的な提供を図るため、介護事業所等における研修費用の助成拡大や人材確保・定着に向けた支援を検討します。

≪主な取組≫

介護人材確保への支援

重点施策３　認知症対策の充実

今後も認知症高齢者の増加が予測されるため、高齢者を対象とした認知症の予防活動や地域における認知症の方の見守りなど、地域が一体となった取組を推進します。

≪主な取組≫

チームオレンジ※の設置に向けた検討、認知症ケア体制の推進

重点施策４　重層的支援体制整備事業

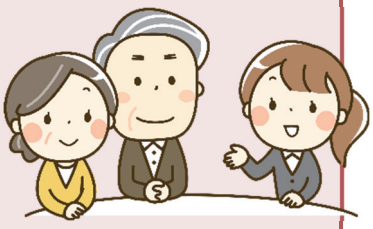

高齢者のニーズに目を向けると、個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えてこれらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要になってきています。

そのため、介護・障がい・子ども・生活困窮など分野に関係なく、包括的に相談支援を行うとともに関係機関の密な連携を通じて地域におけるケア体制の充実を図ります。

≪主な取組≫

包括的相談支援事業、多機関協働事業、重層的支援体制整備事業の推進

※チームオレンジ

本人・家族を含む地域サポーターと多職種の地域サポーターのチームのこと。認知症サポーターの自主的な活動をさらに一歩前進させ、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための取組を行う。

● 将来推計

1　被保険者数の推計

第１号被保険者数は令和５年度の9,582人をピークにその後減少すると予想しており、令和８年度は9,462人、令和22年度は9,186人になると見込んでいます。

また、第２号被保険者数は減少傾向が続き、令和22年度には7,730人となる見込みです。

■被保険者数の推移

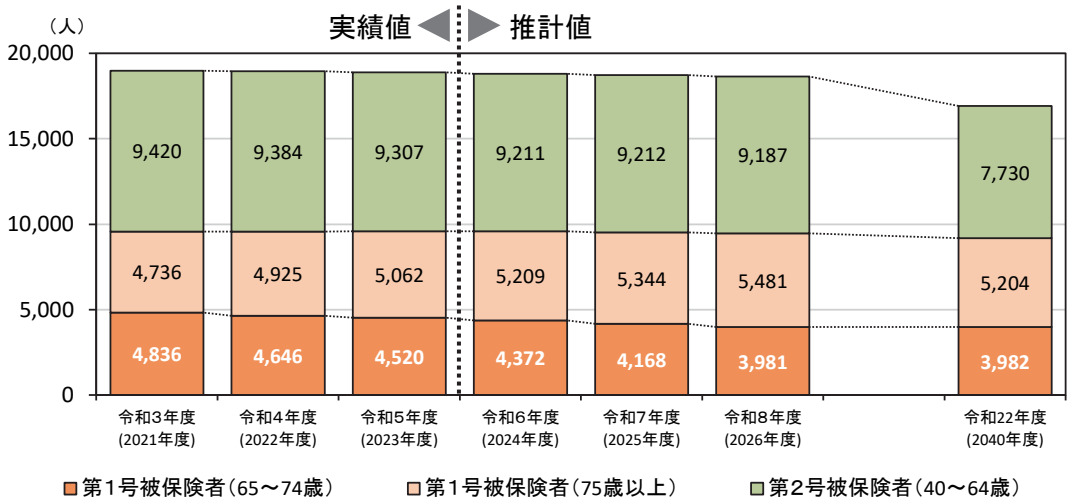

［出典］第１号被保険者実績値：介護保険事業報告月報（各年９月末現在）、第２号被保険者実績値：住民基本台帳（各年９月末）、推計値：コーホート変化率法による推計値

2　要介護認定者数の推計

要介護認定者数は平成30年度以降も増加傾向が続き、令和８年度には2,053人、令和22年度には2,212人となる見込みです。また、後期高齢者の増加に伴って要介護認定率は増加傾向に転じ、令和22年度には23.7%になると予想されます。

■要介護認定者数の推計

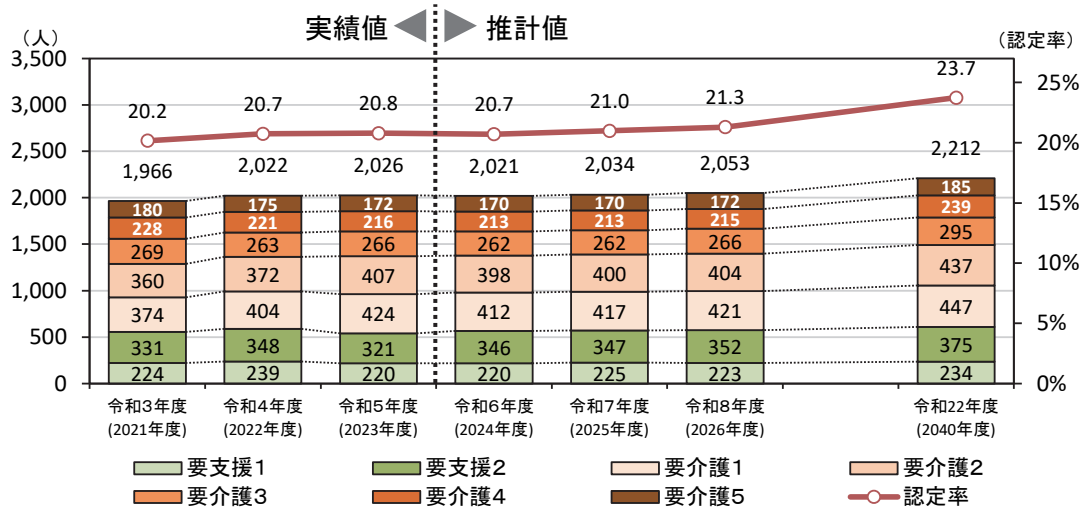

［出典］実績値：介護保険事業状況報告（各年９月末現在）、推計値：男女年齢５歳階級ごとの認定率実績をもとに推計

● 第１号被保険者の所得段階別保険料

第９期計画期間の所得段階別の負担割合及び介護保険料を以下のとおり設定します。

保険料段階	対象者の要件	基準額に対する割合	介護保険料（円）	
			年額	月額
第１段階	○生活保護受給者 ○世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得＋課税年金収入が80万円以下	0.285※	21,550	1,796
第２段階	○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得＋課税年金収入が80万円を超え120万円以下	0.485※	36,670	3,056
第３段階	○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得＋課税年金収入が120万円を超える	0.685※	51,790	4,316
第４段階	○本人が町民税非課税（世帯員課税）かつ本人の合計所得＋課税年金収入が80万円以下	0.900	68,040	5,670
第５段階	○本人が町民税非課税（世帯員課税）かつ本人の合計所得＋課税年金収入が80万円を超える	1.000	75,600	6,300
第６段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が120万円未満	1.200	90,720	7,560
第７段階	○本人に町民税が課税されかつ本人の前年合計所得が120万円以上210万円未満	1.300	98,280	8,190
第８段階	○本人に町民税が課税されかつ本人の前年合計所得が210万円以上320万円未満	1.500	113,400	9,450
第９段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.700	128,520	10,710
第10段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.900	143,640	11,970
第11段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.100	158,760	13,230
第12段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.300	173,880	14,490
第13段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が720万円以上の方	2.400	181,440	15,120

※第１段階から第３段階は公費による軽減が行われており、基準額に対する軽減後の割合を記載しています。

七飯町第5期総合保健福祉計画
高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

発行：北海道　七飯町
令和６年３月

〒041-1192 北海道亀田郡七飯町本町６丁目１番１号
TEL　0138-65-2514　FAX　0138-65-9280
https://www.town.nanae.hokkaido.jp/